

2008年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいつそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しを実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめるようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

現在、21年度から23年度までの介護保険料を設定するための第4期介護保険事業計画を策定中です。その中で、向こう3年間の要介護認定者数及び介護サービス必要量等を見込み適正な保険料を設定していきます。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

減免につきましては制度の趣旨を踏まえ、収入状況・居住地以外の資産の状況及び健康保険の扶養状況等を個別に確認し実施していきたいと考えています。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

介護保険施行時に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方に対する減免が国の制度に準じて本年6月末をもって終了しました。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

軽度者に対する福祉用具のレンタルも同居家族がいる場合の生活援助等についても、一律に排除しているわけではなく、一定の条件を満たし適切なケアマネジメントにおいて必要と判断されれば利用ができます。

- ④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

施設につきましては圏域毎に整備できるベッド数に限りがありますが、18年9月には特別養護老人ホームが41床増設されました。

また、デイサービスも19年10月に1箇所開設されております。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

法律に従い介護労働者の福祉の増進のための啓発に努めてまいります。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

昼食の配食サービスを実施しておりまして、平成12年から週3回に増やし、平成17年度から週4日に増やしております。これによりまして、県下の他市との状況と比較しましても、改善がされていると考えております。今後につきましても内容、方法等について検討をまいります。さらに、閉じこもり予防の一環として、平成11年度から独居高齢者を対象とした会食方式を支援するため、市単独で各校区に補助を行っておりまして、校区で知恵を出して、多彩な会食会が行われております。(総務課地域係予算)

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

本市における外出支援策としましては、①70歳以上の高齢者を対象にタクシー券又は福祉数券(バス・電車共用可)の券を交付、②バス路線のない地域では、1コインバス「ぐるりんバス」を運行、③渥美老人福祉センター利用の高齢者を対象とした無料送迎バスの運行などを一般財源により実施しています。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

老人クラブ主体の活動として、高齢者いきいきサロンなどの集まりの場を平成19年度から20校区市民館を中心として実施しています。

活動の定着化が図られています。

市としては、このような活動の中心的な存在となるスタッフの育成や派遣などを中心とした人的支援を実施してまいります。

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

要介護認定者は、介護の手間のかかり具合により介護度が決まるものであり、障害の程度とは異なるという判断に基づき、要介護度を持って一律に障害の程度を判断するのではなく、個別に障害の程度を判定しております。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

市民の方に対する周知方法として確定申告時に広報に掲載、介護保険サービス利用者につきましては個別通知の「介護給付通知書」の中でお知らせし、また地域ケア会議の中でケアマネージャーへの周知を徹底するなどの方法をとっているため、申請のあった方に対し主治医意見書において該当であると確認できれば、その都度認定書を交付していく方針でございます。

2. 高齢者医療の充実について

- ①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

ひとり暮らし非課税者については、後期高齢者福祉医療費給付制度の対象としておりますが、70歳からの高齢者の方を市単独で対象とすることは考えていません。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

広域連合で定める基準に従って行っていきたいと考えています。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

県補助制度、県下自治体の今後の動向を見ながら対応していきたいと考えています。

- ④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

人間ドックは、今までも高齢者には実施しておりません。

また、国保において施設の利用補助などの事業は行っていません。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

平成20年4月から入院、通院とも中学校卒業まで無料に拡大し、現物給付としています。

- ②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

妊婦健診については、今年度、2回から7回に拡大し、妊娠届出時に母子手帳の発行と併せて、「母子健康手帳(別冊)」に綴った県内医療機関にて無料で受診できる「妊婦健康診査受診票」を7枚交付しています。また、里帰り出産等で、県外医療機関にて受診した場合については、制度利用できるよう償還払いを行っております。

今年度の利用実績、近隣市町の動向を踏まえながら拡大について検討してまいります。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。
- イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。
- ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

国保税については、給付と負担のバランスに配慮し、適正な税額となるよう配慮してまいります。軽減制度につきましては、7割、5割、2割の軽減を行い、さらに、低所得者層には、1割、2割の減免制度及び災害減免制度を導入しております。また、生活困窮者につきましても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

②保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。
- イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

国民健康保険税滞納世帯への対応につきましては、短期の被保険者証を発行し、更新時に納付相談を行い、生活状況を把握し早期納付を促しているところでございます。

現在は、資格証明書の発行はありませんが、納付相談に応じなく支払い能力がある滞納者については、被保険者資格証明書交付予告書を通知するなど、発行はやむを得ないと考えております。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

国保税の年金天引きについては、滞納がなく、口座振替による納付による納付の申し出をしている方で、今後も確実な収納が見込める方については、特別徴収ではなく普通徴収で徴収を行っています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

一部負担金の減免等については、被保険者の生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められる場合に行うことができ、減額につきましては、基準生活費の115%を超え130%以下の場合と定めております。制度の周知については、広報誌等で周知していきたいと考えております。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

障害福祉サービス及び地域生活支援事業利用者の負担軽減措置の資産要件については、農地保有者の多い本市においては規定から除外されることを望みますが、公平性の観点から国の規定どおり運用していきます。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活

動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

本市においては、補装具・日常生活用具の給付費、地域活動支援センターの利用料を除き障害福祉サービスと地域生活支援事業を合算して上限負担額を設定することで、利用者の負担軽減を図っています。

- ③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

地域における障害者の家族会、障害福祉サービス事業所等からのニーズを聴き取り、地域障害者自立支援協議会でもご意見を伺い、障害者の実態にあった計画を策定していきます。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

本年度の特定健診、がん検診及び歯周疾患検診の自己負担は無料となっております。実施期間については、特定健診、大腸がん検診、前立腺がん検診、歯周病疾患については、6月から12月、肺がん検診については5月から7月、胃がん検診、乳がん検診は6月から1月、子宮がん検診については6月から11月まで実施しております。検診期間が6月か一定期間（通年ではない）となっているのは、受診後の要指導者や精密検査対象者に対し、特定保健指導、検診事後教室、精密検査の受診勧奨を受診後に行う期間を要するためのものであります。

また、検診方式についてですが、胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診については、個別医療機関及び検診車による集団検診を実施してありまして、集団検診については、個別医療機関での受診では対応できない検診について実施いたしております。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

歯周疾患に対象者は、20・25・30・35・40・45・50・55・60・70歳を対象に年1回無料で実施しております。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

平成21年10月から特別徴収を行います。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復

活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。

②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。

⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上